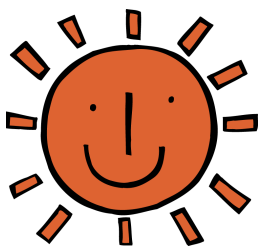


■正誤問題 (過去に出題された選択肢) 7問

採光に関する問題です。○×で回答して下さい。×の場合は、どこが間違っているのかも考えてみましょう。

1. 保育所の保育室においては、開口部で採光に有効な部分の面積は、原則として、その床面積の $1/5$ 以上としなければならない。
2. 天窓は、それがあある位置に関係なく、その面積の3倍の面積を採光に有効な部分の面積とみなす。
3. 天窓の採光に有効な部分の面積は、その面積の2倍を有するものとみなす。
4. 開口部の外側に幅90cm以上の縁側(ぬれ縁を除く。)がある場合には、その採光に有効な部分の面積は、その面積の $7/10$ の面積を有するものとみなす。
5. 共同住宅の居室においては、開口部で採光に有効な部分の面積は、原則として、その居室の床面積に対して $1/7$ 以上としなければならない。
6. 開口部について、採光に有効な部分の面積を算定する場合、用途地域を考慮しなければならない。
7. 公園に面する開口部について、採光に有効な部分の面積を算定する場合、その公園の境界線までの距離を考慮する必要はない。



採光の問題は、計算問題がメインです。しかも毎年必ず出題されますので、しっかり出来るようになっておいて下さい。



■正誤問題 解答編

1. 保育所の保育室においては、開口部で採光に有効な部分の面積は、原則として、その床面積の 1/5 以上としなければならない。
1. ○ **施行令第 19 条第 3 項表の(2)により正しい。**
2. 天窗は、それがあある位置に関係なく、その面積の 3 倍の面積を採光に有効な部分の面積とみなす。
2. × **施行令第 20 条第 2 項により、天窗であっても採光関係比率によっては、採光に有効な部分の面積とはならない場合があります。あくまで、採光補正係数を3倍します。**
3. 天窗の採光に有効な部分の面積は、その面積の 2 倍を有するものとみなす。
3. × **施行令第 20 条第 2 項の規定により、天窗の場合は、3 倍の面積を有するものとみなします。**
4. 開口部の外側に幅 90cm 以上の縁側（ぬれ縁を除く。）がある場合には、その採光に有効な部分の面積は、その面積の 7/10 の面積を有するものとみなす。
4. ○ **施行令第 20 条第 2 項 により正しい。**
5. 共同住宅の居室においては、開口部で採光に有効な部分の面積は、原則として、その居室の床面積に対して 1/7 以上としなければならない。
5. ○ **第 28 条第 1 項 により正しい。**
6. 開口部について、採光に有効な部分の面積を算定する場合、用途地域を考慮しなければならない。
6. ○ **施行令第 20 条第 2 項第一号及び第二号、第三号により正しい。**
7. 公園に面する開口部について、採光に有効な部分の面積を算定する場合、その公園の境界線までの距離を考慮する必要はない。
7. ○ **施行令第 20 条第 2 項第一号により、公園がある場合は、その幅の 1/2 だけ外側にある線とします。**